

農業支援サービス事業育成対策 (応募要件等について)



農林水産省
令和3年2月

農業支援サービス事業育成対策

【令和3年度予算概算決定額 95（-）百万円】

<対策のポイント>

農業支援サービス事業体の新規参入・既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援します。

<事業目標>

農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用 [令和7年まで]

<事業の内容>

ビジネス確立対策

サービス量の伸び率を大幅に引き上げるため、新規事業立ち上げ当初のニーズ確保や人材育成に要する以下の取組を支援します（上限1,500万円）。

1. ビジネス確立のためのニーズ調査
2. デモ実演等に必要な機械・システムの改修やデータ収集
3. 農業支援サービス事業体が行う人材育成（研修費等）等

（関連事業）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ
16,214（-）百万円の内数

農業支援サービス事業の新規事業立ち上げに必要な、農薬散布用のドローン等、農業用機械等のリース導入・取得等を支援します。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策

34,160百万円の内数

農業支援サービス事業体が、産地と一体となって収益力強化に計画的に取り組む場合、計画の実現に必要な農業用機械等のリース導入・取得等を支援します。

（農業支援サービス事業の活用拡大に係る成果目標をR2補正から追加）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【農業現場の課題に対応した農業支援サービス事業のイメージ】

課題

- ・ 農業現場の厳しい人手不足（特にピーク時の臨時雇用）

課題

- ・ 収量・品質の低下
- ・ スマート農機導入コスト

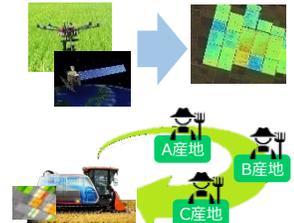
作業期に応じた人材派遣

ドローン防除等の作業受託

データ分析/農機のシェアリング



（労働力の安定確保や作業の外部化）



【農業支援サービス事業の課題】

【具体的な課題例】

- 繁閑が明確なため、同一産地・品目では通年でのニーズ確保が困難。また、複数産地・複数品目に対応する場合は高度な人材の育成が必要
- 一つの作業失敗が収量・品質に大きな影響を及ぼすため、農家との信頼関係の構築に時間を要する

本事業で、
・ ニーズ調査や人材育成
・ デモ実演に必要な機械・システムの改修等を支援

【お問い合わせ先】 生産局技術普及課生産資材対策室農業支援サービスユニット（03-6744-2111）

(1) 主な採択要件

- ・ 農業支援サービスを新たに実施すること。
(新会社立ち上げ、新サービス開始、新たな地域への展開等)
- ・ (2) の成果目標を設定すること。

(2) 成果目標

次のいずれかについて、事業実施の翌々年度における目標を設定する必要があります。

- ① 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数
- ② 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積
- ③ 事業実施主体の提供するサービスの売上げ

(3) 支援対象者

新たに農業支援サービス事業を実施する者。

(民間事業者、JA、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体等)

※ ただし、本補助金による支援を受けられる期間は、一つの事業につき、同事業を開始してから最大で2年です。

※ 要件等は今後変わる可能性があります。(以下同)

(4) 支援対象となる取組

- ① ニーズ調査に要する経費
(旅費、会議費、調査費、臨時雇用者給与、アンケート調査への謝金 等)
- ② 機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費
(デモ実演に必要な機械の借り上げ費、改良費、データ購入費 等)
- ③ 専門人材の育成に要する経費
(研修受講費、専門家招聘費、現地指導に伴う賃金 (OJT含む) 等)
- ④ その他農業支援サービスの育成・普及に資する取組に要する経費

(5) 補助率

定額 (上限1,500万円)

(6) 提出資料

- ①事業計画書、②事業実施体制、③委託契約書 (委託する場合)、④財務状況が分かる資料、⑤展開するサービス事業や事業実施主体についてのPR動画 (3分以内)、⑥このほか、事業計画の内容を補足する資料 (任意)

(7) 審査基準

以下 4 つの基準を基に行政委員・外部委員で計画書を評価します。

① 事業の継続性・取組の実現可能性

(例：事前調査において〇〇件のニーズを把握しており、将来的に〇〇なため事業として成り立つ
〇〇を担ってきた組織があり、〇〇に関する〇年以上の経験を持つ人員が〇〇人いる体制 等)

② 農業現場への裨益の度合い

(例：〇〇という課題のある農家を対象に〇〇する取組であり、〇〇のコスト〇%程度の削減が期待できる
〇〇という一部の地域だけではなく同様の課題を持つ〇〇といった地域にも展開可能である
これまで〇〇という課題から限界のあった〇〇について、この取組により〇〇となることが期待できる等)

③ 取組・技術の新規性

(例：農業現場においては〇〇が一般的であったところ、〇〇に取り組むものである
これまで、〇〇にしか使われてこなかった〇〇を農業に応用するものである 等)

④ その他

(農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けているか)

(8) 今後のスケジュール、審査方法

3/11 (木) 17時

公募〆切

3月中旬

審査委員会

- 行政委員、外部委員で構成される委員会を設置
- (7)の審査基準に基づき行政委員・外部委員で採点
- 予算の範囲内で、点数の高い取組から採択
- 同じ点数の場合、事業費の少ない取組から採択

3月末

審査結果通知

2021年度内

採択事業者による報告 (WEBヒアリング等)

(9) 提出・問合せ先

農林水産省 生産局 技術普及課 農業支援サービスユニット

TEL : 03-6744-2111

MAIL : nougyou_shizai@maff.go.jp

<対策のポイント>

農業支援サービス事業体の新規参入・既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援します。

<事業目標>

農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用〔令和7年まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

ビジネス確立対策

サービス量の伸び率を大幅に引き上げるため、新規事業立ち上げ当初のニーズ確保や人材育成に要する以下の取組を支援します（上限1,500万円）。

1. ビジネス確立のためのニーズ調査
2. デモ実演等に必要の機械・システムの改修やデータ収集
3. 農業支援サービス事業体が行う人材育成（研修費等）等

（関連事業）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ
16,214（-）百万円の内数

農業支援サービス事業の新規事業立ち上げに必要な、農薬散布用のドローン等、農業用機械等のリース導入・取得等を支援します。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策

34,160百万円の内数

農業支援サービス事業体が、産地と一体となって収益力強化に計画的に取り組む場合、計画の実現に必要な農業用機械等のリース導入・取得等を支援します。

（農業支援サービス事業の活用拡大に係る成果目標をR2補正から追加）

<事業の流れ>



【農業現場の課題に対応した農業支援サービス事業のイメージ】

課題

- ・ 農業現場の厳しい人手不足（特にピーク時の臨時雇用）

課題

- ・ 収量・品質の低下
- ・ スマート農機導入コスト

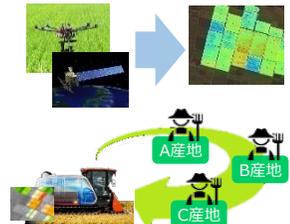
作業期に応じた人材派遣

ドローン防除等の作業受託

データ分析/農機のシェアリング



（労働力の安定確保や作業の外部化）



【農業支援サービス事業の課題】

【具体的な課題例】

- 繁閑が明確なため、同一産地・品目では通年でのニーズ確保が困難。また、複数産地・複数品目に対応する場合は高度な人材の育成が必要
- 一つの作業失敗が収量・品質に大きな影響を及ぼすため、農家との信頼関係の構築に時間を要する

本事業で、
・ ニーズ調査や人材育成
・ デモ実演に必要な機械・システムの改修等を支援

(関連事業 1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (新設：農業支援サービス事業支援タイプ)

(支援概要)

県域を跨ぐなどの広域な産地等を対象としたサービス事業の新規立ち上げに必要な農業用機械等のリース導入・取得等を支援。(補助率：本体価格の1/2)

(採択要件、成果目標、事業実施主体、審査基準、スケジュール)

農業支援サービス事業育成対策と同様

(提出先)

最寄りの地方農政局等

(関連事業 2) 産地生産基盤パワーアップ事業 (成果目標追加：収益性向上対策)

サービス事業体が、産地と一体となって収益力強化に計画的に取り組む場合、計画の実現に必要な農業用機械等のリース導入・取得等を支援。(補助率：本体価格の1/2)

- ※ 成果目標に、「農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上増加かつ50%以上とすること」を追加。
(導入する農業支援サービス事業を利用する経営体数又は面積の割合で計算)
- ※ 成果目標追加であり、その他の採択要件や提出先等は当該事業に準ずる

(QA) よくあるお問い合わせ

(1) 「農業支援サービス事業育成対策」及び関連 2 事業について、農業者の組織する団体やJAの農業支援サービス活用部会などでも対象になるのか。

→ JAのコントラクター組織(農業支援サービス活用部会のようなもの)なども農業支援サービスを行う農業者の組織する団体として、対象となりうる。

(2) 「農業支援サービス事業育成対策」に採択されると、関連 2 事業に採択されやすいなど、事業間に関連はあるのか。

→ 事業間に採択上の関連はなく、それぞれ個別に審査等を行う。

(3) 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の農業用機械等のリース導入・取得に条件等の違いはあるのか。

→ 「産地生産基盤パワーアップ事業」は特定産地と紐付いた取組を前提としているのに対し、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」は、県域を跨ぐなどより広範な産地を対象にした取組を想定している。

なお、同一の取組に対して両方の支援を受けることは出来ません。

事業の通知等

農業支援サービス育成対策の各種通知などは、
農林水産省Webサイトに随時掲載予定です。

 農業支援サービス関係情報 **検索**



<http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>

【お問合せ先】

農林水産省 生産局技術普及課

 **03-6744-2111**（農業支援サービスユニット）